

令和 6 年琴浦町訓令第 5 7 号

琴浦町感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、琴浦町補助金等交付規則(平成 16 年琴浦町規則第 48 号。以下「規則」という。)第 3 条の 2 の規定に基づき、琴浦町感震ブレーカー設置事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、感震ブレーカーの設置を支援することで、地震による住宅の出火及び延焼を防止し、被害の減少並びに町民及び地域の防災力向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表第 1 欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表第 2 欄に掲げる者(以下「補助事業者」という。)に対し、同表第 3 欄に掲げる額に同表第 4 欄の率を乗じて得た額(ただし、補助上限額は同表第 5 欄の額とする。)を、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第 4 条 補助事業者は、本補助事業の交付申請を、事業に着手する日の 10 日前までに行わなければならない。

2 規則第 4 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(交付決定の時期等)

第 5 条 町長は、本補助金の交付決定を、原則として、交付申請を受けた日から 10 日以内に行うものとする。

(着手届及び完了届を要しない場合)

第6条 着手届は、規則第10条第3号に規定する場合に該当するものとし、これを要しない。

2 規則第14条の規定による完了届は、これを要しない。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第11条第1項ただし書の町長が別に定める変更は、補助金の増額並びに補助事業の中止及び廃止以外の変更とする。

2 第5条の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第8条 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(委任)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年11月1日から施行する。

別表

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
次のいずれかを実施するもの (1) 居住する町内住宅の既設分電盤を感震ブレーカーが内蔵された分電盤に取り替える又は感震ブレーカーを取り付けること (2) 町内で住宅を新築、増築、改築する際、分電盤とともに感震ブレーカーを取り付けること	町内に住所を有する者	感震ブレーカーの購入及び取り付けに要した経費	2 分の 1	30,000 円

注 感震ブレーカーは、一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するものとする。

別記様式(第4条、第8条関係)

年度琴浦町感震ブレーカー設置事業事業計画(報告)書及び収支予算(決算)書

1 事業計画(報告)

(1)設置場所(建物所在地): 琴浦町大字

(2)住宅の区分: ☐ 所有 ☐ 賃貸

(3)設置種別: ☐既設分電盤を取り替えまたは取り付け ☐新築等の際に取り付け

(4)設置予定製品(メーカー、型番):

(5)完了予定年月日: 年 月 日

2 収支予算(決算)

(1)収入の部

	本年度予算額 (本年度決算額)
町補助金	円
自己負担	円
計	円

(2)支出の部

	本年度予算額 (本年度決算額)
感震ブレーカー設置事業	円
計	円

3 添付書類

- ・設置する感震ブレーカーのカタログ
- ・見積書(領収書)の写し
- ・感震ブレーカー本体及び設置状況・設置後の写真
- ・賃貸の場合、所有者又は管理者の承諾書